

令和8年度大阪府立体育会館等指定管理者の評価手法等について（案）

評価の目的

指定管理者制度の趣旨に鑑み、府民サービス向上の観点から、指定管理者による「公の施設」の運営の品質維持・向上していくことが必要。

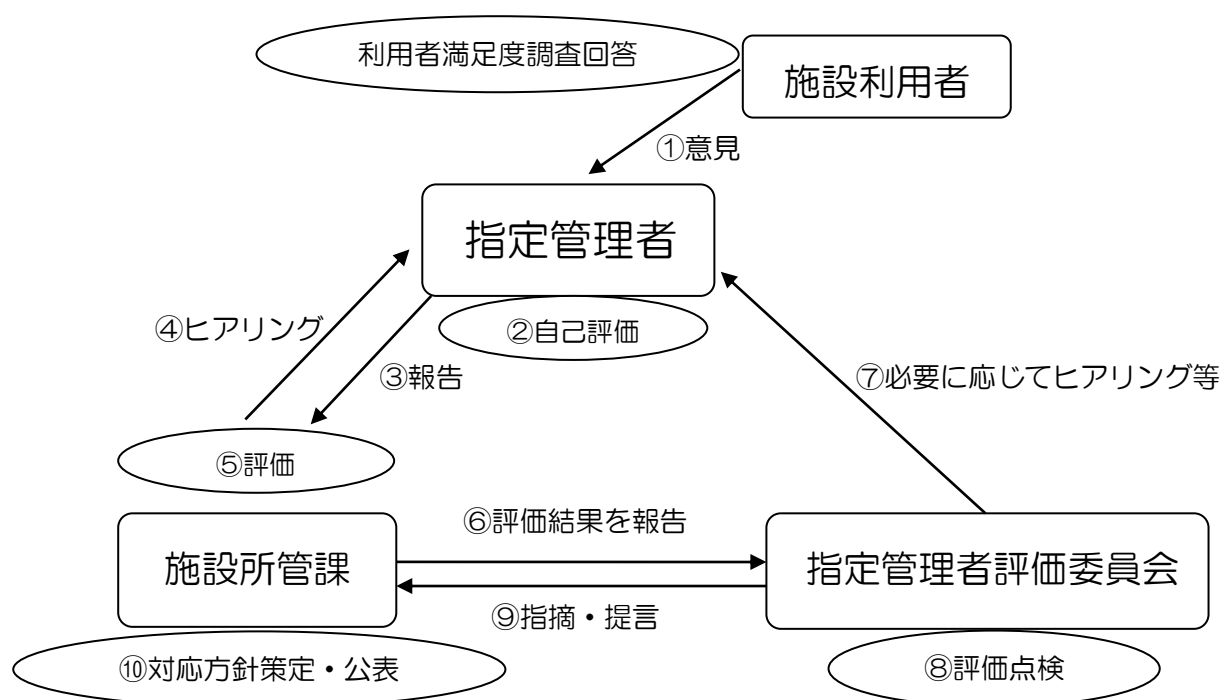
このため、外部有識者による指定管理者評価委員会を設置し、モニタリングを実施することにより、府と指定管理者が業務について点検・評価を行い、それをフィードバックすることで府民サービスの向上につなげていく。

評価の流れ

施設所管課は、指定管理者の自己評価結果をもとに、指定管理者へヒアリングを行い、各評価項目の評価を行う。

施設所管課は、指定管理者評価委員会にて評価結果を報告。同委員会は、必要に応じて、指定管理者に対するヒアリングや現地立入検査等を行うなど、各評価項目について調査・審議を行い、指摘・提言を行う。

その後、施設所管課は、対応方針を策定し、公表を行う。



評価段階

- ① 指定管理者による自己評価
- ② 施設所管課による評価
- ③ 評価委員会による評価（府の評価の点検）

評価の手法

（１）評価資料

○評価票（案）

（評価項目、評価基準、指定管理者の自己評価、施設所管課の評価、評価委員会の評価）

○評価方法（案）

S 優良：提案項目以上の実施状況が認められるもの

A 良好：提案項目どおりの実施状況が認められるもの

B ほぼ良好：ほぼ提案項目どおりの実施状況が認められるもの

C 要改善：提案項目の実施が今年度は進んでいないもの

＜評価基準項目の評価＞

評価基準（案）の１項目を４点満点（４点：S 優良、３点：A 良好、２点：B ほぼ良好、１点：C 要改善）で評価し、項目数に応じて下表のとおり評価する。

＜総括の評価＞

それぞれの評価項目（Ⅰ～Ⅲ）の総括の評価は、上表で評価した１項目を４点満点（４点：S 優良、３点：A 良好、２点：B ほぼ良好、１点：C 要改善）とし、項目数に応じて下表のとおり評価する。

【例】評価項目Ⅱで（１）はS(4点)、（２）はA(3点)、（３）はB(2点)の場合
 ３項目：12 点満点 $4 + 3 + 2 = 9$ 点 ⇒ 総括評価 A

評価項目数	点数	得点			
		S 優良	A 良好	B ほぼ良好	C 要改善
1	4	4	3	2	1
2	8	8～7	6～5	4～3	2
3	12	12～11	10～8	7～5	4～3
4	16	16～14	13～10	9～6	5～4
5	20	20～18	17～13	12～9	7～5
6	24	24～21	20～15	14～10	8～6
7	28	28～25	24～18	17～12	11～7

〈年度の評価〉

各総括評価（Ⅰ～Ⅲ）の総合評価（年度評価）は、次の4段階評価とする。

- S 項目ごとの評価のうちSが5割以上で、B・Cがない。
- A 項目ごとの評価のうちBが2割未満で、Cがない。
- B S・A・C以外
- C 項目ごとの評価のうちCが2割以上。又は、Cが2割未満であっても、文書による是正指示を複数回行う等、特に認める場合

〈総合評価及び最終評価〉

「大阪府における指定管理者制度の導入及び運用について（基本的な考え方）」に基づき、施設所管課が、指定期間の最終年度の前の年度に、それまでの年度評価や、改善指導、是正指示の状況等を踏まえた総合評価を行い、更に、指定期間の最終年度に、それまでの年度評価、改善指導・是正指示の状況等を踏まえた最終評価を行い、それぞれ指定管理者評価委員会に報告する。

- ・総合評価及び最終評価は、次の4段階評価とする。
 - Ⅰ（評価対象となる年度の年度評価のうちSが5割以上で、B・Cがない。）
 - Ⅱ（評価対象となる年度の年度評価のうちBが3割未満で、Cがない。）
 - Ⅲ（Ⅰ・Ⅱ・Ⅳ以外）
 - Ⅳ（評価対象となる年度の年度評価のうちCが5割以上。ただし、評価対象期間の後半、取組状況に継続的な改善傾向が認められる場合を除く。）
- ・総合評価がⅣとなった場合には、次回の指定管理者選定時に減点措置を講じることとする。

〈府立臨海スポーツセンターの評価〉

指定期間が1年間のため、臨海スポーツセンターにおいては、令和8年度の年度評価をもって最終評価を行うこととする。

- ・最終評価は、次の4段階評価とする。
 - Ⅰ（評価対象となる年度の年度評価のうちSが5割以上で、B・Cがない。）
 - Ⅱ（評価対象となる年度の年度評価のうちBが3割未満で、Cがない。）
 - Ⅲ（Ⅰ・Ⅱ・Ⅳ以外）
 - Ⅳ（評価対象となる年度の年度評価のうちCが5割以上。ただし、評価対象期間の後半、取組状況に継続的な改善傾向が認められる場合を除く。）

○参考資料

- ・指定管理者自己評価票【10月末までに指定管理者にて作成予定】
- ・令和8年度事業計画書等【指定管理者作成】
- ・令和7年度決算状況
- ・指定管理提案の概要

(2) 令和8年度スケジュール（予定）

時期	内 容
7月	・ 第1回評価委員会(31日)：評価基準・方法について ・ 自己評価実施の依頼（10月末時点）
11月	・ 自己評価結果の報告 ・ ヒアリングの実施 ・ 施設所管課による評価
12月～1月	・ 第2回評価委員会：評価委員会による評価（指摘・提言）
2月	・ 対応方針等を策定し、指定管理者に指摘・提言 ・ 指定管理者にて改善方策を作成
3月	・ 評価結果等を公表 ・ 指定管理者が次年度事業計画に対応方針を反映

評価結果の活用

評価結果を踏まえ、府の対応方針を策定し、指定管理者へ指摘、提言等を行い、より良い施設運営となるよう活用していく。

なお、評価結果がC（要改善）の項目については、改善方策工程表の作成を求め、指定管理者へのヒアリング等により進捗状況を把握し改善に向けて取り組む。